

議の細米登十四日次の要求をなし十六日迄其の回答を求めたのである。

要求 概 項

1、洋服歌謡師主任に對する請負制度化を取消し従来通り松屋専屬とすること

と、五月三十一日の解決條件を履行すること

之れに對し會社側は、且後雇傭關係なき下請負者よりの要求書に對し受理回答する限りでない、として十六日仮要求書を突き出したのである。

職工側では會社側の態度に激怒し久保九郎主事を中心に協議の結果、會社側との徹底的闘争を決定し翌十七日九州労働新聞朝外紙掲載を撤布し、政はニュースを發行し、更に十八日には福岡市各新聞版に記事掲載方依頼し、一方同日テバート内にデモ

行動に出でんとして二名の被求者を出したが、翌十九日も亦職工十二名を職員し各自「松屋テバート争議團」と大誓せる白標を掛けテバート附近にデモを執行し遂に全員被求されたのである。

かくて兩者の關係漸次尖鋭化したので、争議悪化を憂慮したる所和船商會察者にありては、二十日双方の代表者を招致して解決力を懇話し極力折衝を重ねた結果、翌二十一日會社側の譲歩に依り<sup>て次</sup>工場の如く解決せり。

十三、解決條件

1、前同争議の解決事項たる労働懲罰會の閉催を履行すること  
と、新取請負工場を中止すること

附 帯 條 項

争議中の日給及費用として松屋より金一封（六七百圓程度）